



福祉・健康



さらに詳しい情報は
東広島市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>



地域の高齢者相談窓口



地域包括ケア推進課

☎082-420-0984

▶ 地域包括支援センター・高齢者相談センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療・介護などの関連機関や地域住民の皆さんと連携しながら、総合的に高齢者の生活支援を行う相談窓口です。

●相談窓口一覧

センター名	住所・連絡先	担当地区
東広島市地域包括支援センター	西条栄町8-29(市役所本館2階) ☎082-430-5330 ☎082-426-3117	全域
西条北地域高齢者相談センター桜が丘保養園 【対象地域】 西条朝日町/西条大坪町/西条岡町/西条上市町/西条御条町/ 西条栄町/西条昭和町/西条西本町/西条本町/西条/西条東/ 下見/寺家/西条東北町/西条末広町/助美/土与丸/吉行	西条町寺家5976 ☎082-423-2595 ☎082-422-5675	西条北地域
西条南地域高齢者相談センター(東広島市社会福祉協議会) 【対象地域】 御園宇/鏡山/西条中央/馬木/大沢/上三永/下三永/三永/ 郷管/田口/福本/森近/西大沢	西条町土与丸1108 東広島市社会福祉協議会(在宅福祉課) ☎082-430-8877 ☎082-431-5246	西条南地域
八本松地域高齢者相談センター新生園	八本松町原11171-1 ☎082-429-0350 ☎082-429-1789	八本松町
志和地域高齢者相談センターみずほ	志和町志和東810-1 ☎082-433-5721 ☎082-433-5741	志和町
高屋地域高齢者相談センターみその	高屋町高屋堀3486 ☎082-434-6605 ☎082-434-0465	高屋町
黒瀬地域包括支援センター	黒瀬町丸山1333(東広島市黒瀬支所) ☎0823-82-0203 ☎0823-83-2403	黒瀬町
北部地域包括支援センター	福富町久芳1545-1(東広島市福富支所) ☎082-435-2240 ☎082-435-2030	福富町 豊栄町 河内町
豊栄地域高齢者相談センター(東広島市社会福祉協議会)	豊栄町乃美2841-1 (東広島市社会福祉協議会豊栄支所) ☎082-432-2083 ☎082-432-2145	豊栄町
河内地域高齢者相談センター(東広島市社会福祉協議会)	河内町中河内1206-1 (東広島市社会福祉協議会河内支所) ☎082-420-7011 ☎082-437-0281	河内町
安芸津地域包括支援センター	安芸津町三津5556-1 (東広島市安芸津支所) ☎0846-45-1653 ☎0846-45-6055	安芸津町

●受付時間

月～金曜日の8:30～17:15(左記の時間帯以外と土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日の緊急時には宿直などを通して対応します)

(以下は広告スペースです)



自分を信じて
広い世界へ飛び出そう！
一人ひとりの
個性を活かすお手伝い

とんだ
とんだ
つかんだ

社会福祉法人
六方学園

〒739-0036 東広島市西条町田口391-3
TEL 082-425-1015
roppougakuen.com

広島県知事指定：特定施設入居者生活介護
介護付 有料老人ホーム
一般型特定施設入居者生活介護
ライフイン西条

思いやりと利便性を追求した
都市型タイプの有料老人ホーム



JR西条駅
から
徒歩2分

介護付有料老人ホーム	〒739-0011
入居時の要件	入居時自立 要支援・要介護
居住の権利形態	建物賃貸借方式
介護保険	広島県指定介護保険 特定施設 (一部個室定施設)
有料老人ホームの介護 にかかわる職員体制	3:1以上
利用料の支払い方式	月払い方式
居室区分	全室個室

TEL (082) 422-2277
FAX 082-422-2271
有限会社西条イン

社会福祉法人 **平成会**



焼き立てパンと
コーヒーでくつろぎの
ひとときを・・・

あおぞらぱん屋さん 本店
東広島市高屋町宮領178-2
TEL 082-490-3033
営業時間 9:00～17:00 定休日 日・月・祝日

あおぞらぱん屋さん 白市店
東広島市高屋町小谷2921-1(総合活動センター内)
営業時間 10:00～16:30 定休日 日・月・祝日

あおぞらカフェ
東広島市役所1階(プールバール側)
営業時間 10:30～15:00 定休日 土・日・祝日

お問い合わせの部署がわからない場合 ▶ 代表電話番号 ☎082-422-2111





▶ 障害のある人の主なサービス

障害者手帳について…障害者手帳には次の種類があります。手帳の取得などについては、障害福祉課へご相談ください。

身体障害者手帳

身体に永続的な障害があり、その障害が身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人に交付されます。(1級～6級)

療育手帳

広島県西部子ども家庭センターにおいて知的障害者(児)と判定された人に広島県知事から交付されます。(A)A(B)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり生活への制約があると判断された人に広島県知事から交付されます。(1～3級)

主な制度	制度の内容	対象者
自立支援給付・障害児通所給付	障害者手帳所持者、難病などにより障害のある人は、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用することができます。	障害者手帳所持者、難病のある人など
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者の日常生活を容易にするための医療費を給付します。医療費の自己負担は原則1割です。(世帯の所得の状況に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます)。	身体に障害があり、医療を受けることで身体機能の維持・改善が見込まれる人
自立支援医療(精神通院)の給付	精神疾患・精神障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な通院医療費を給付します。医療費の自己負担は原則1割です(世帯の所得の状況に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます)。	精神疾患(てんかんを含む)により、通院による治療を継続的に必要とする人
補装具費の支給	身体の損なわれた機能を補完・代替し、就労・就学、その他の日常生活の能率向上を図るために必要な補装具を購入・修理したときの費用を支給します。所得制限があります。	補装具によって対象等級が異なります。
日常生活用具の給付	障害による日常生活上の困難を改善するため、障害の種類や程度に応じ用具を給付します。利用者負担は原則1割です(世帯の課税状況等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます)。所得制限があります。	用具によって対象等級が異なります。
訪問入浴サービス	在宅の重度身体障害者宅に訪問入浴車両で訪問し、入浴サービスを行います。	他サービスで入浴が困難な人
重度障害者医療費助成制度	重度の障害のある人が医療機関にかかった時の保険診療分の医療費を助成します。所得制限があります。	身体1～3級、療育(A)A(B)
各種手当	障害のある人やその監護・養育をしている人に対して手当を支給します。 ※障害の種類・程度によって受けられる制度が異なります。 ※所得制限があるものがあります。	中度以上の障害のある20歳未満、著しい重度の障害のある20歳以上またはその人を常時介護している人
広島県心身障害者(児)扶養共済制度	障害者(児)を扶養している保護者が、相互扶助精神に基づき毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害を生じた場合に、心身障害者(児)に年金を支給します。	身体1～3級、療育(A)A(B)、精神や身体に永続的な障害がある人など
福祉助成券(タクシー券/おむつ券)	タクシーを利用する人、もしくは満5歳以上の常時おむつを必要とする人に、助成券を交付します。所得制限があります。	身体1～3級(視覚のみ4級も対象(タクシー券))、療育(A)A(B)、精神1・2級
各種割引制度	障害者手帳の交付を受けている人は、有料道路(高速道路など)通行料、NHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障害の種類、程度によって受けられる制度が異なります。	制度によって対象等級が異なります。
思いやり駐車場利用証交付制度	歩行が困難な人などに対して、思いやり駐車場を利用する車輛であることを明らかにするための「利用証」を交付します。	身体(視覚1～4級、平衡3・5級、上肢1・2級、下肢1～6級、体幹1～5級、移動1～6級、内部1～4級)療育(A)A、精神1級 ※難病患者、けが人など(医師の診断書・意見書が必要)も対象
聴覚障害者等インフォメーションサービス	災害・事故などの緊急時に、FAXまたはメールにより速やかに必要な情報提供を行います。登録が必要です。	聴覚障害、音声・言語機能障害
障害者相談支援センター(はあとふる内)	障害者本人や家族などの相談に応じます。 ☎082-493-6073 ☎082-424-3841	

※対象者、制度内容などについては、障害福祉課にお問い合わせください。

